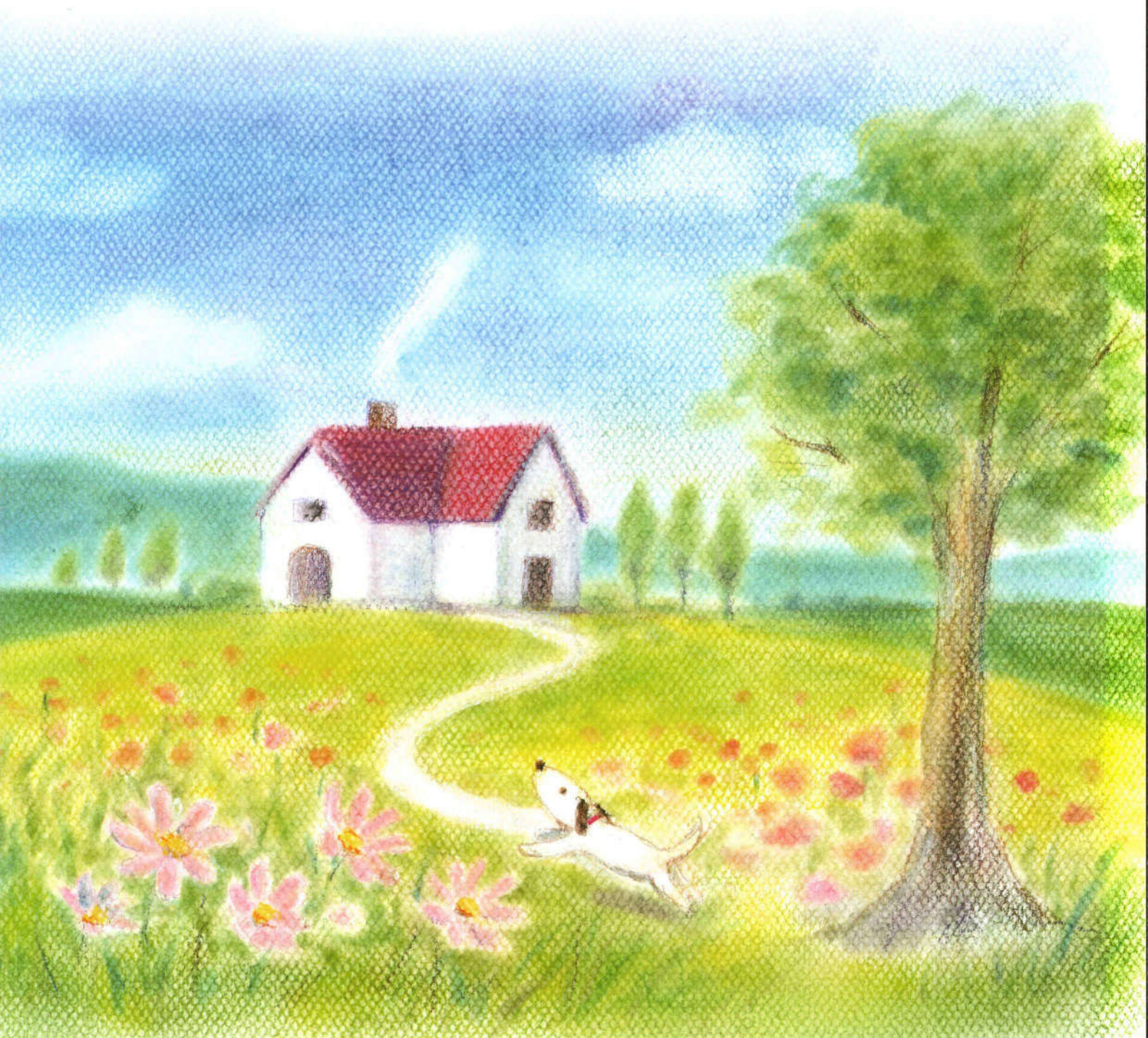


盛岡市医師会

訪問看護ステーション

いつもあなたのそばに

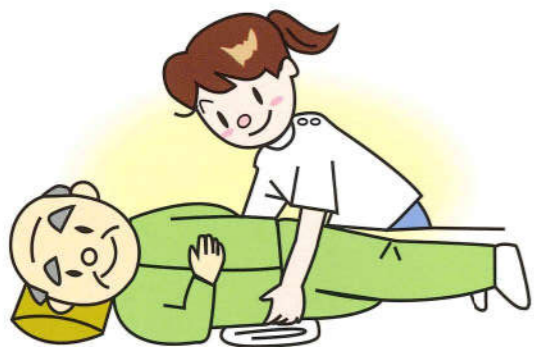


24時間・365日安心を支える訪問看護サービス

乳幼児から高齢者まで年齢にかかわらずご利用いただけます

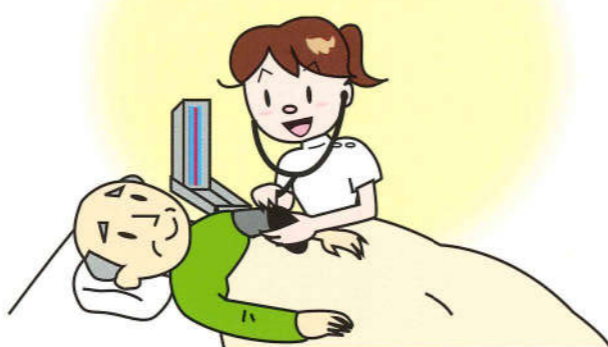
日常生活の看護

- 健康状態の観察
- 栄養・食事摂取のケア
- 排泄のケア
- 清潔のケア
- 寝たきり・床ずれ予防
- コミュニケーションの援助



健康状態の観察

- 血圧・体温・呼吸・脈拍等の測定
- 症状の観察と助言
- 精神的支援



医療的処置・管理

- 留置カテーテルなどの管理
- 採血・採尿・床ずれ
その他創部の処置
- 医療機器の管理
- 服薬指導・管理
- その他医師の指示
による処置



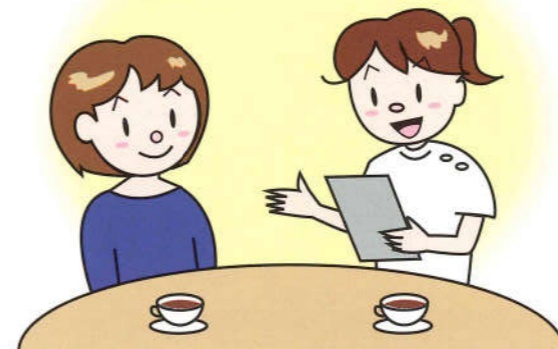
在宅リハビリテーション

- 日常生活動作の訓練
- 関節拘縮の予防・訓練
- 機能訓練
- 福祉用具の選定・住宅改修などに
関する相談



介護者の相談

- 看護・介護方法に関する相談
- 不安やストレスの相談
- 介護者の休養に関する相談
- 介護用品の相談など



緩和ケア・終末期ケア

- 倦怠感・痛み等の苦痛緩和の看護
- 精神的支援
- 療養環境の整備など



認知症と精神障がい者の看護

- 生活リズムの調整
- 事故防止のための指導
- 内服薬の管理
- 社会参加への相談

地域の社会資源の活用

地域包括支援センター、保健所、居宅介護支援事業所、市区町村の担当者などと連携して、保健・医療・福祉の制度の紹介や導入、各種サービス提供者との連絡や調整を行います。

在宅移行支援

訪問看護師が病院などに直接出向き、入院先の医師や看護師などと連携しながら退院後の在宅療養の準備・指導を行いスムーズな在宅への移行を支援します。



★専門のスタッフが一人ひとりの療養生活を支えます。

要支援・要介護状態にある方や、病気・けがなどにより家庭において療養が必要な方に、住み慣れた家庭でより快適な療養生活を送ることができるように、かかりつけ医の指示を受け訪問看護師・理学療法士等が定期的に訪問します。

訪問看護サービスを受けるまでの流れ

- 訪問看護は、介護保険・医療保険のいずれかで利用することができます。

訪問看護の利用を検討

- 訪問看護サービスを受けるには、かかりつけ医の「訪問看護指示書」が必要です。
- かかりつけ医・当ステーション、または、担当ケアマネージャーにご相談下さい。

介護保険の対象となる可能性を検討

あり

介護保険

介護保険の申請

要支援・要介護認定

要支援 1・2

地域包括
支援センター

介護予防
プラン作成

要介護 1～5

居宅介護
支援事業所

介護プラン
作成

非該当

なし

医療保険

● 40歳未満

難病・がん・小児疾患など医師が必要と認めた人

● 40歳以上65歳未満

- ・ 40歳未満の対象者と同様
- ・ 介護保険の特定疾病に該当しない人（がん末期を除く）

● 65歳以上

- ・ 介護保険の要支援・要介護の認定を受けていない人で、医師が必要と認めた人

要支援・要介護認定者で、がん末期・難病等、特別訪問看護指示書が発行された場合は医療保険で訪問看護が行われます

主治医による訪問看護指示書の発行

訪問看護ステーションと契約・利用開始

よくある質問Q&A

Q. どのような方が訪問看護を利用できますか？

A. 病院への通院が困難で医師が訪問看護を必要と認めた方で、赤ちゃんからお年寄りまで年齢は問いません。

Q. 訪問看護は誰が来てくれますか？

A. 看護師・理学療法士・作業療法士です。

Q. 訪問看護を利用したい時は、どうすればよいですか？

A. 訪問看護は、医師の指示及び利用者・家族の希望によって行われます。介護認定をお持ちの方は、当ステーション、もしくは担当のケアマネージャーにご相談ください。入院中の方や介護認定をお持ちでない方は、病院の相談員もしくは、当ステーションにお気軽にお問い合わせ下さい。

Q. どのような車で訪問して来るのですか？近所に知られたくないのですが…。

A. 看護師・理学療法士等が訪問の際に使用する車には特別な看板やステーション名は入っておりません。ご近所さんに対して物々しさを感じさせることはありませんのでご安心下さい。

Q. 利用料金はどれだけかかりますか？

A. 介護保険、医療保険とも、お持ちの負担割合証または保険証により1割～3割のご負担になります。(制度改正により負担割合が変更になる場合があります)
病名によっては、公費医療制度が適用されます。



ご利用方法

- **申し込み方法** かかりつけ医・指定居宅介護支援事業所・当ステーション、または、担当ケアマネージャーにご相談下さい。
- **通常サービス提供地域** 盛岡市・滝沢市・矢巾町・紫波町
その他の地域につきましては、ご相談下さい。
- **営業日およびサービス提供時間**
月曜日から金曜日 9:00～17:15
土曜日 9:00～12:15
日曜・国民の祝日・8月13日～16日・12月29日～1月3日はお休みさせていただきます。但し、病状によってはこの限りではありません。
※夜間や休日に病状が急変した場合は、24時間相談や、訪問ができる体制を整えております。

お気軽にご相談下さい。

盛岡市医師会訪問看護ステーション

〒020-0013 盛岡市愛宕町18番6号

TEL 019-621-3773/FAX 019-621-3774

E-mail ishihoukan@morioka-med.or.jp

盛岡市医師会

検索

